

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害対処に関する平素からの備え

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

第4章 国民保護に関する啓発

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1節 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

(1) 区の各部における平素の業務

区の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【文京区の各部における業務】

部 名	平 素 の 業 務
企画政策部	<ol style="list-style-type: none">1 報道機関との連絡に関する事。2 国民保護に関する放送の依頼に関する事。3 国民保護対策関係の予算、その他財務に関する事。4 国民保護に関する広報及び広聴に関する事。
総務部	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護に関する総合調整に関する事。2 国民保護協議会の運営に関する事。3 国民保護計画の見直し・変更に関する事。4 初動体制の整備に関する事。5 職員の参集基準の整備に関する事。6 非常通信体制の整備に関する事。7 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、東京都、他区市町村等との連携体制の整備に関する事。8 国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関する事。9 研修、訓練に関する事。10 危機情報等の収集、分析等に関する事。11 特殊標章等の交付、許可に関する事。12 警報の通知、避難の指示、緊急通報に係る整備に関する事。13 避難施設の指定に関する事。14 被災情報の収集・提供体制の整備に関する事。15 安否情報の収集・提供体制の整備に関する事。16 被災者に対する区税の減免及び徴収猶予に関する事。17 車両の調達に関する事。18 救援物資の備蓄、運送及び配分に関する事。19 避難者の輸送及び避難施設の設営に関する事。20 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する事。

部 名	平 素 の 業 務
区民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に関する事。 2 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関する事。 3 国民保護に係るボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事。 4 区民施設における警戒等の予防対策に関する事。
アカデミー 推進部	生涯学習・文化施設、スポーツ施設における警戒等の予防対策に関する事。
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者等の救護、安全確保及び支援に関する事。 2 高齢者の救護、安全確保及び支援に関する事。 3 義援金品の受領及び配分に関する事。
子ども家庭部	乳幼児の救護、安全確保及び支援に関する事。
保健衛生部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び防疫に関する事。 2 前号に掲げるもののほか、保健衛生、救援及び保護に関する事（他の部に属するものを除く）。
都市計画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の防災に関する事。 2 住宅等の建設、補修等のための融資等に関する事。 3 応急仮設住宅等の確保、応急修理及び復旧並びに復旧に関する事。
土木部	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急通行車両確認標章に関する事。 2 河川管理施設の保全に関する事。 3 道路及び橋梁の保全に関する事。 4 水防に関する事。 5 河川、道路等における障害物の除去に関する事。 6 公園の保全に関する事。
資源環境部	廃棄物（し尿を含む）の処理に関する事。
施設管理部	文京シビックセンター及び区施設における警戒等の予防対策に関する事。
会計管理室	現金及び物品の出納及び保管に関する事。

部 名	平 素 の 業 務
監査事務局 選挙管理委員会 事務局 区議会事務局	他の部に対する応援のための体制整備に関すること。
教育推進部	1 文教施設の警戒等の予防対策に関すること。 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3 文化財の保護に関すること。

※国民保護に関する業務の総括、各部間の調整、企画立案等については、危機管理室長及び危機管理課長が行う。

【参考】消防署における平素の業務（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平素の業務
東京消防庁 第五消防方面本部 小石川消防署 本郷消防署	1 消防活動体制の整備に関すること。 2 通信体制の整備に関すること。 3 情報収集・提供体制の整備に関すること。 4 消防団に関すること。 5 装備・資機材の整備に関すること。 6 特殊標章の交付・管理に関すること。(※) 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること。 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること。 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること。 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること。

※東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。

(2) 区職員の参集基準等

① 職員の迅速な確保

区は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

② 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防署との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直等の強化を行うなど、速やかに区長及び危機管理課・防災課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

③ 区の体制及び職員の参集基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制	参集基準
事態認定無	区の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		ア 担当課体制	危機管理課・防災課職員が参集
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合		イ 緊急事態連絡室体制	区の幹部職員及び危機管理課・防災課職員が参集
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合 ※災害対策基本法上の災害 災害対策基本法第2条第1項後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」		ウ 区災害対策本部体制	全ての区職員が文京シビックセンター又は出先機関等に参集
事態認定有	区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という。）設置の通知がない場合	区の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	ア 担当課体制	危機管理課・防災課職員が参集
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	イ 緊急事態連絡室体制	区の幹部職員及び危機管理課・防災課職員が参集
	区対策本部設置の通知を受けた場合		エ 区対策本部体制	全ての区職員が文京シビックセンター又は出先機関等に参集

※事態認定

政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。

④ 幹部職員等への連絡手段の確保

区の幹部職員及び危機管理課・防災課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

⑤ 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

区の幹部職員及び危機管理課・防災課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、区対策本部長及び区対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【区対策本部長及び区対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
区対策本部長 (区 長)	副区長	教育長	—
危機管理室長	危機管理課長	防災課長	—
区対策本部員 (部 長)	庶務担当課長 (各部においてあらかじめ定める)	(各部においてあらかじめ定める)	

⑥ 本部の代替機能の確保

区は、区対策本部が被災した場合等区対策本部を文京シビックセンター内に設置できない場合は、被災状況に応じて、区施設の中から指定する。

⑦ 職員の所掌事務

区は、(2)③ア～エの体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

※第3編第1章第1節（P49）及び第3編第2章第1節（P52）参照

⑧ 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- a 交代要員の確保その他職員の配置
- b 食料、燃料等の備蓄
- c 自家発電設備の確保
- d 仮眠施設等の確保 等

(3) 消防の初動体制の把握等

① 消防署・消防団の初動体制の把握

区は、消防署からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、防災計画における消防署との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

また、区は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握する。

② 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都及び消防署と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

(4) 国民の権利利益の救済に係る手続き等

区は、平素から、関係行政機関や外部の専門家等の協力を得て、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、迅速に国民の権利利益の救済に対応するための体制を整備する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条 第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

※表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

第 2 節 関係機関との連携体制の整備

(1) 基本的考え方

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について以下のとおり定める。

① 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

② 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

【資料 2 - 1 関係機関 資料編 P 5】参照

③ 関係機関相互の意思疎通

区は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、文京区国民保護協議会の部会・幹事会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

④ 武力攻撃の排除措置と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、文京区国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、平素から、情報・意見交換を行う。

(2) 都との連携

① 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

② 都との情報共有

警報の内容、避難、救援を行う場合の経路、輸送手段等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

③ 文京区国民保護計画の都への協議

区は、都との文京区国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

④ 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにする。

⑤ 警察との連携

区は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

⑥ 消防との連携

区は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、消防署と緊密な連携を図る。

(3) 近接区市との連携

① 近接区市との連携

区は、近接区市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するととも

に、近接区市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区市間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区市相互間の連携を図る。

② 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接区市等と平素から意見交換を行う。

(4) 指定公共機関等との連携

① 指定公共機関等の連絡先の把握等

区は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

② 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、小石川・文京区医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

③ 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

④ 事業所等との連携

区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を変えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(5) 事業所に対する支援

区は、消防署が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

(6) 区民防災組織・ボランティア団体等に対する支援

① 区民防災組織に対する支援

区は、区民防災組織及び町会等のリーダー等に対する研修等を通じて区民防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、区民防災組織等相互間、消防団及び区との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、区民防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、区民防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、消防署の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

② 区民防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携し、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について、以下のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、都国民保護計画における通信連絡システムを踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。また、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図る。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 基本的考え方

① 情報収集・提供のための体制の整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) を活用する。

【資料1－2 通信連絡体制 資料編P3】

② 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に当たっては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両、ホームページやツイッター等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

③ 情報の共有

区は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(2) 警報等の伝達に必要な準備

① 必要な準備

区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておく。また、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは区民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

警報の伝達に当たっては、広報車の使用、区民防災組織による伝達など防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

② 防災行政無線の整備

区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

また、国からの迅速な情報通信の確保のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

③ 警察との連携

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

④ 国民保護に係る住民へのサイレンの周知

国民保護に係る住民へのサイレン音（平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）について」）は、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

⑤ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

区は、警報の内容の伝達を行うこととなる区内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。

また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は居住する施設の例示》

- ・大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模オフィス
- ・大規模な繁華街及び地下街

- ・大規模（超高層）集合住宅 等

区は、都及び消防署が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導体制の整備等に関する指導・助言に協力する。

⑥ 民間事業者の協力

区は、都と連携して、住民や昼間の滞在者に対して迅速に警報の内容を伝達し、民間事業者が地域の避難誘導等を主導的に行えるよう、民間事業者に期待される「地域の防災力」を発揮できるような各種の取組みを推進する。その際、事業者の取組みをPRすることなどにより、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

① 安否情報収集のための体制整備

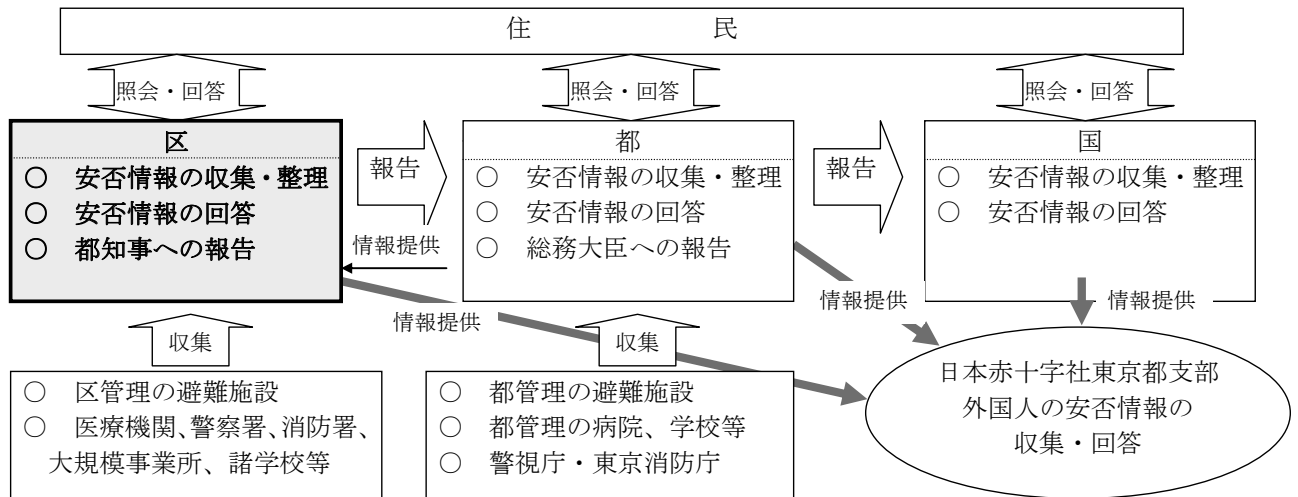
区は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）
① 氏名
② フリガナ
③ 出生の年月日
④ 男女の別
⑤ 住所（郵便番号を含む。）
⑥ 国籍
⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑧ 負傷や疾病の有無
⑨ 負傷又は疾病の状況
⑩ 現在の居所
⑪ 連絡先その他必要情報
⑫ 親族・同居者への回答の希望
⑬ 知人への回答の希望
⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意
2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）
⑧ 死亡の日時、場所及び状況
⑨ 遺体が安置されている場所
⑩ 連絡先その他必要情報
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

《安否情報の収集・提供の概要》



② 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区市町村が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。
 - ・区 …………… 区管理の避難施設
区の施設（学校等）
区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
 - ・都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

③ 住民等への周知

区は、都と連携して、住民等に対して、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう周知する。

(4) 被災情報の収集・報告に必要な準備

① 情報収集・連絡体制の整備

区は、被災情報（次頁参照）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

《収集・報告すべき情報》

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
 - ① 死者、行方不明者、負傷者
 - ② 住宅被害
 - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

《被災情報の収集・報告系統》

【資料1－3 被災情報の収集報告系統（無線系統図） 資料編P4】参照

② 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5節 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

区は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、特殊標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

※特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

第一追加議定書第66条第3項に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条第3項に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

【資料4－2 特殊標章及び身分証明書 資料編P29】参照

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に
青の正三角形)

表面	裏面
<p>(この証明書を送付する許可権者の名を記載するための空白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名 Name -----</p> <p>生年月日 Date of birth -----</p> <p>この証明書の所持者は、次の条項によつて、1949年8月12日のジュネーブ議定書及び1949年8月12日のジュネーブ議定の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)によつて保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in its capacity as -----</p> <p>発行年月日 Date of issue ----- 発行機関名 Name of card ----- 許可権者の署名 Signature of issuing authority -----</p> <p>有効期限の満了日 Date of expiry -----</p>	<p>身長 Height ----- 目の色 Eyes ----- 髪の色 Hair -----</p> <p>その他の特徴又は情報(Other distinguishing marks or information): ----- ----- -----</p> <p>写真貼付の位置 PHOTO OF HOLDER</p> <p>-----</p> <p>印鑑 Stamp ----- 所持者の署名 Signature of holder -----</p>

(身分証明書のひな型)

(2) 交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

【資料4-1 特殊標章等交付要綱 資料編P20】参照

(3) 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6節 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

(1) 研修

① 研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、特別区職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

② 職員等の研修機会の確保

区は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員や区民防災組織のリーダー等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイ

ト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

③ 外部有識者等による研修

区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

(2) 訓練

① 区における訓練の実施

区は、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、自衛隊等との連携を図り、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

訓練の実施に当たっては、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加や近隣区市町村、都、国等関係機関との協働を図っていく。

② 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

③ 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目が多々あるため、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 区は、町会等の区民防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 区は、都及び消防署と協力し、大規模集客施設（劇場、大規模な商業施設等）、

学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。

カ 区は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く）。

(1) 避難に関する基本的事項

① 都との連携の確保

区は、都の行う避難の指示について、迅速に避難誘導ができるよう避難経路、交通手段等に関して、意見交換を行う等緊密な連携を確保する。

② 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

③ 隣接する区との連携の確保

区は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

④ 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、対策本部国民保護福祉部と対策本部避難・誘導部が連携し、迅速かつ的確に実施する。

⑤ 事業者の協力確保

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入れ等について、その協力の確保に努める。

⑥ 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

⑦ 大規模集客施設との連携

区は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

(2) 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関（消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

(3) 救援に関する基本的事項

① 都との調整

区は、区が行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

② 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

③ 避難所運営

区は、区が運営する避難所において、区の防災行動マニュアルや都が示す運営マニュアルの指針を活用して避難所の運営を行う。

(4) 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

① 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する区の区域内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ア 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
- イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ア 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- イ 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

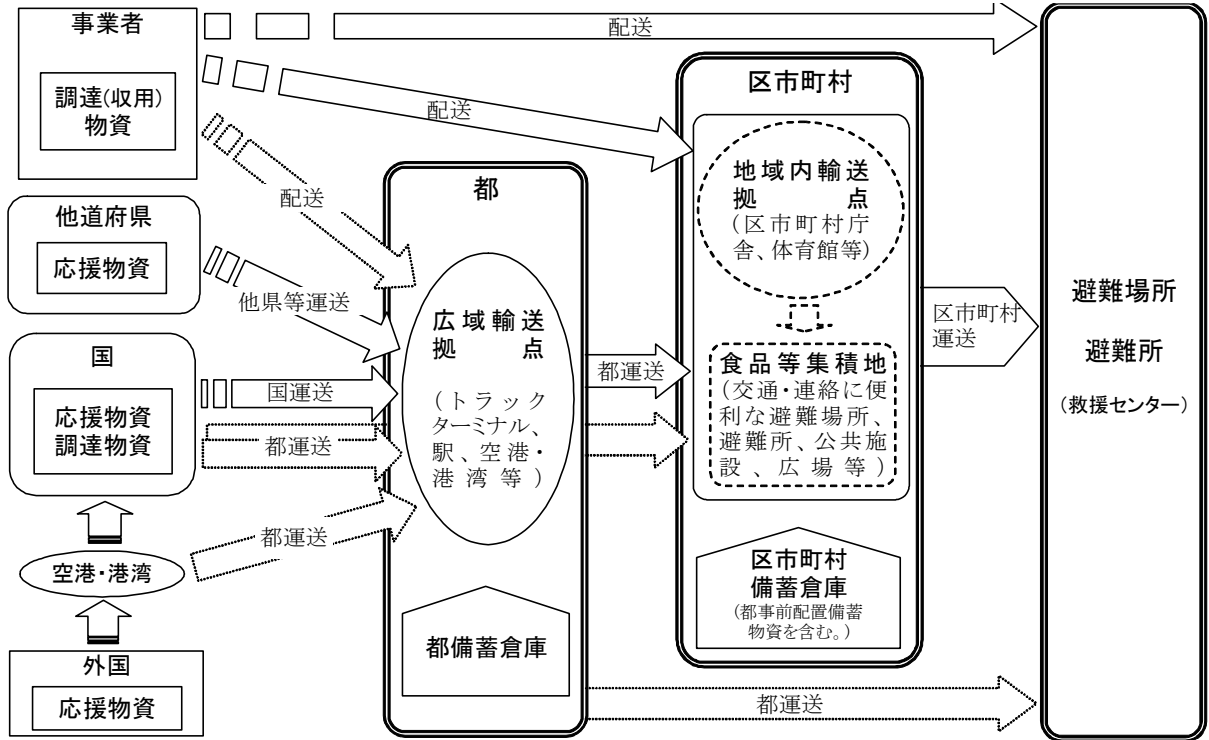
② 輸送経路の把握等

区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、都が保有する区の区域に係る輸送経路の情報を共有する。

※防災計画においては、車両に不足が生じた場合、「災害応急対策用貨物自動車供給協定」に基づき、東京都トラック協会文京支部から車両を調達することとしている。また、平成

8年3月、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部との間に「災害時における軽自動車運送の協力に関する協定」を締結し、車両の確保を図っている。

《緊急物資等の配送の概要》



(5) 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》（都国民保護計画より）

区分	用途	施設（例示）
避難所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	<ul style="list-style-type: none"> ・小、中、高等学校 ・公民館 ・体育館 ・劇場、ホール ・コンベンション施設 ・地下鉄コンコース※ ・地下街※ 等
二次避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設 等

区 分	用 途	施 設 (例示)
避難場所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 ・河川敷 等

※地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

(6) 生活関連等施設の把握等

① 生活関連等施設の把握等

区は、区内に所在する生活関連等施設について把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）」に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

② 区が管理する公共施設等における警戒

区は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

第1節 区における備蓄、調達

区が備蓄、調達及び整備する国民保護措置の実施に必要と想定される物資及び資材について、以下のとおり定める。

(1) 防災のための備蓄・調達の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要と想定される物資及び資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄、調達とを相互に兼ねる。また、各団体との防災協定を活用して物資及び資材の確保を図る。

(2) 国民保護措置の実施のために特に必要と想定される物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のため特に必要と想定される物資及び資材については、都及び関係機関の整備の状況等を踏まえ、備蓄、調達に努める。

※【国民保護措置のために必要と想定される物資及び資材の一例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 等

※国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

(3) 都及び他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要と想定される物資及び資材の備蓄、調達及び整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要と想定される物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を都と連携して整備する。

第2節 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

区は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

第1節 国民保護措置に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限とするためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を以下のとおり定める。

(1) 啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、CATV、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。また、住民向けの研修会、講演会等を実施する。高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

区は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発と連携の上、区民防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に避難せざるをえない住民の受入れなどの協力について、区内の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、区立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2節 住民がとるべき行動等に関する啓発

区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

区は、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

また、区は、日本赤十字社、都、消防等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3節 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。